

# 介護予防訪問リハビリテーション料金表 【令和6年6月版】

☆岡山市の地域区分が7級地となるため、1単位 = 10.17円での計算となります。

通常の算定項目

(サービスコード)

① 介護予防訪問リハビリテーション費 (20分/回) (64-2111) : 訪問リハビリテーションを受けた場合の基本額として算定されます。 ※通常は2回(40分)でのご利用となります。	20分	298単位
	40分	596単位
	60分	894単位
② サービス提供体制強化加算 (I) (20分/回) (64-6102) : 勤続7年以上のリハビリスタッフが在籍していることで加算されます。 ※通常は2回(40分)でのご利用となります。	20分	6単位
	40分	12単位
	60分	18単位

その他の加減算

③ 短期集中リハビリテーション実施加算 (64-5001) : 退院(退所)日又は認定日から起算して3ヵ月以内の期間に、週に概ね2日以上 サービス提供を受けた場合に加算されます。	1日 につき	200単位
④ 退院時共同指導加算 (64-4003) : リハビリスタッフが退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行なった場合。	1回/退院	600単位
⑤ 計画診療未実施減算 (64-5010) : 事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合。	1回 につき	-50単位
⑥ 12月超減算 (64-6123) : 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に利用した場合。 ※3ヵ月に1回以上のリハビリテーション会議開催、状態に応じたリハビリ計画見直し、リハビリ計 画書等の情報を厚生労働省に提出、フィードバック情報を活用している場合は減算されません。	1回 につき	-30単位※

## 月の自己負担額目安

(40分・介護保険対象の場合)

①+②(+③)の合計単位数をもとに算出  
 端数処理の都合で、金額に誤差が生じる場合があります。

利用回数	介護保険負担割合		
	1割	2割	3割
週1回 (月4回)	2,474円	4,947円	7,420円
週2回 (月8回)	4,947円	9,894円	14,840円
週2回 (月8回・③短期集中)	6,574円	13,148円	19,722円
週3回 (月12回)	7,420円	14,840円	22,260円
週3回 (月12回・③短期集中)	9,861円	19,722円	29,583円

●医師の指示のもとでリハビリを提供するため、事業所医師の診察を3ヵ月ごとに受ける必要があります。

●開始時と概ね6ヵ月毎に、かかりつけ医から事業所医師宛に診療情報提供をお願いしています。

●区分支給限度基準を超えた単位分は全額自己負担となります。

●特定医療費(指定難病)医療受給者証をお持ちの方で、要支援・要介護者は介護保険の訪問リハビリを利用できます。自己負担額は医療費自己負担費上限額の計算の中に含まれます。

●生活保護受給者の方は、介護サービス費自己負担額は発生しません。

社会医療法人 光生病院

訪問リハビリテーション

事業所No:3310110246 ☎086-801-5060

# 訪問リハビリテーション料金表 【令和6年6月版】

☆岡山市の地域区分が7級地となるため、1単位 = 10.17円での計算となります。

通常の算定項目

(サービスコード)

① 訪問リハビリテーション費 (20分/回) : 訪問リハビリテーションを受けた場合の基本額として算定されます。 ※通常は2回(40分)でのご利用となります。	[ 14-2111 ]	20分	308単位
		40分	616単位
		60分	924単位
② サービス提供体制強化加算 (I) (20分/回) : 勤続7年以上のリハビリスタッフが在籍していることで加算されます。 ※通常は2回(40分)でのご利用となります。	[ 14-6102 ]	20分	6単位
		40分	12単位
		60分	18単位
③ 移行支援加算 : 日常生活動作の向上により、デイサービスなど社会参加に移行できるよう取り組んでいる事業所で算定されます。	[ 14-6110 ]	1日 につき	17単位
④ リハビリテーションマネジメント加算(口) : 3か月に一度、リハビリ会議を開催し、リハビリ計画の見直しを行います。 また、リハビリ計画書等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバック情報を活用していることで加算されます。 ※1 医師が説明、同意を得た場合は、右記に+270単位の加算 [14-5022] となることがあります。	[ 14-5008 ]	ひと月 につき	213単位※1

その他の加減算

⑤ 短期集中リハビリテーション実施加算 : 退院(退所)日又は認定日から起算して3ヵ月以内の期間に、週に概ね2日以上のサービス提供を受けた場合に加算されます。 ※2 認知症であると医師が判断した場合は、240単位/日 [14-5021] になることがあります。	[ 14-5003 ]	1日 につき	200単位※2
⑥ 退院時共同指導加算 : リハビリスタッフが退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行なった場合。	[ 14-4003 ]	1回/退院	600単位
⑦ 計画診療未実施減算 : 事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合。	[ 14-5010 ]	1回 につき	-50単位

## 月の自己負担額目安

(40分・介護保険対象の場合)

①+②+③+④(+⑤)の合計単位数をもとに算出  
端数処理の都合で、金額に誤差が生じる場合があります。

利用回数	介護保険負担割合		
	1割	2割	3割
週1回 (月4回)	2,841円	5,681円	8,522円
週2回 (月8回)	5,465円	10,929円	16,393円
週2回 (月8回・⑤短期集中)	7,092円	14,183円	21,275円
週3回 (月12回)	8,089円	16,177円	24,265円
週3回 (月12回・⑤短期集中)	10,529円	21,058円	31,587円

●医師の指示のもとでリハビリを提供するため、事業所医師の診察を3ヵ月ごとに受ける必要があります。

●開始時と概ね6ヵ月毎に、かかりつけ医から事業所医師宛に診療情報提供をお願いしています。

●区分支給限度基準を超えた単位分は全額自己負担となります。

●特定医療費(指定難病)医療受給者証をお持ちの方で、要支援・要介護者は介護保険の訪問リハビリを利用できます。自己負担額は医療費自己負担費上限額の計算の中に含まれます。

●生活保護受給者の方は、介護サービス費自己負担額は発生しません。

社会医療法人 光生病院

訪問リハビリテーション

事業所No:3310110246 ☎086-801-5060